

## 札幌市住宅エコリフォーム補助金交付要綱

[平成 22 年 4 月 28 日 都市局長決裁]

(最終改正 令和 8 年 3 月 31 日)

### (目的)

**第 1 条** この要綱は、札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例（平成 21 年条例第 54 号。以下「条例」という。）第 7 条に基づき、市内における環境負荷低減等のための住宅リフォームを行う市民を支援するため、その費用の一部を補助する札幌市住宅エコリフォーム補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この要綱における用語は、条例で使用する例によるもののほか当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 未成年者を除く住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき会社の本店又は支店の所在場所が本市内に登記されている営利法人。
- (2) 申請者 補助金の交付を受けようとする市民。
- (3) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共同住宅は住戸部分）。ただし、兼用住宅にあっては居住の用に供する部分が延べ面積  $1/2$  以上のものとする。
- (4) 共同住宅 2 以上の住戸を有する建築物で、廊下、階段等を共有している共同建ての住宅や、各住戸間が開口部のない壁又は床などで区画されており、別々に外部への出入口を有する長屋建ての住宅を含む総称。
- (5) エコリフォーム工事 第 6 条に掲げる省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事。
- (6) 休日 札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条に規定する本市の休日

### (補助の条件)

**第 3 条** この要綱に基づく補助金の交付は、予算の範囲内で、同一住宅及び同一市民につき、それぞれ年度ごとに 1 回限りとする。

- 2 国、北海道又は札幌市の他の補助事業等（以下「他の事業」という。）により補助金等が交付される場合（予定を含む。）は、この要綱による補助の対象としない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができる場合はこの限りではない。
- 3 転売目的のエコリフォーム工事は、この要綱による補助の対象としない。
- 4 申請者自らがエコリフォーム工事を施工する場合、この要綱による補助の対象としない。

### (補助対象住宅)

**第 4 条** 補助の対象となる住宅は、市内の住宅とする。

- 2 第 1 項に規定する住宅のうち次の各号に掲げるものを除く。
  - (1) 社宅、寮等
  - (2) 賃貸の用に供する住宅等で入居対象者が著しく制限されるもの

#### (補助対象者)

**第5条** 申請者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助金交付申請時に札幌市民であること。
- (2) 個人住民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

2 申請者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 工事完了報告時に補助対象の住宅を所有している市民
- (2) 工事完了報告時に補助対象の住宅に居住している市民

#### (補助対象工事)

**第6条** 補助の対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの工事で、別表に掲げる補助対象工事の基準に該当するもの。

##### ア 省エネ改修工事

- ①窓、玄関扉の断熱改修、②床の断熱改修、③屋根又は天井の断熱改修、④外壁の断熱改修、⑤高断熱浴槽への改修、⑥節水型便器への改修、⑦全熱交換器の設置

##### イ バリアフリー改修工事

- ①浴室の改良、②便所の改良、③階段の改良、④段差の解消、⑤廊下の拡幅、⑥手すりの新設、⑦出入口の戸の改良、⑧玄関前スロープの設置

##### ウ ア、イを同時に行う工事

- (2) 条例第2条第3項に規定する市内業者が請負い施工（資材調達を含む）する補助金額の合計が3万円以上、かつ、総工事費（税抜）が30万円以上の工事
- (3) 申請年度の4月1日以降に請負契約を締結し、原則として申請年度の1月末日までに完了する工事

#### (補助金の交付額)

**第7条** 前条の各工事に対する補助金額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、次の算式により算出した額を合計した額とする。

各工事に対する補助金額×箇所数（室数、戸数）

3 補助金の交付額の上限額は、総工事費（税抜）の10%（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）、又は一申請者につき50万円のいずれか少ない額とする。

#### (補助金交付申請)

**第8条** 申請者は、申請受付期間内に住宅エコリフォーム補助金交付申請書（様式1）に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請後、補助金交付申請額を増額し、又は補助対象工事を追加する変更申請はできないものとする。

#### (申請の取下げ)

**第9条** 申請者は、前条に規定する申請を取り下げるときは、住宅エコリフォーム補助金交付申請取下届(様式2)を市長に届け出なければならない。

#### (補助金交付決定)

**第10条** 市長は、第8条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、住宅エコリフォーム補助金交付決定通知書(様式3)又は住宅エコリフォーム補助金不交付決定通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、申請者が札幌市補助金等交付規則(令和8年規則第24号。以下「規則」という。)第5条第3項各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨を決定する。
- 3 市長は、補助金交付決定について条件を付することができる。

#### (補助金交付申請内容の変更)

**第11条** 申請者は、第8条の申請内容を変更するとき、住宅エコリフォーム補助金交付変更申請書(様式5)に変更に関する書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、住宅エコリフォーム補助金交付変更審査結果通知書(様式6)又は住宅エコリフォーム補助金交付決定取消通知書(様式10)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前条に規定する決定の前に第1項の申請書の提出を受けたときは、第1項の申請内容も審査の上、前条に規定する決定を行うものとする。

#### (辞退の届出)

**第12条** 申請者は、補助金の交付を辞退するとき、住宅エコリフォーム補助金交付辞退届(様式7)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付決定を取り消すこととする。

#### (完了報告)

**第13条** 第10条の規定により補助金交付決定を受けた者は、工事が完了したときは、住宅エコリフォーム工事完了報告書(様式8)に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 1項の報告書の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の2月末日(休日に当たるときは、その翌日)まで、かつ、次の各号のいずれかに該当する日までに行わなければならない。
  - (1) 補助金交付決定を受けた時点で既に工事が完了している場合は、原則として、補助金交付決定を受けた日から2か月以内
  - (2) 補助金交付決定を受けた時点で工事が完了していない場合は、原則として、工事の完了から2か月以内

#### (補助金の確定等)

**第 1 4 条** 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該報告内容を審査の上、その適否を判断し、住宅エコリフォーム補助金交付額確定通知書(様式 9)又は住宅エコリフォーム補助金交付決定取消通知書(様式 10)により申請者に通知するものとする。

#### (補助金の交付)

**第 1 5 条** 市長は、前条の規定による補助金交付額の通知後、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

#### (手続代行者)

**第 1 6 条** 申請者は、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条に規定する申請、届出及び報告について、他の者に手続きの代行業を依頼することができる。

2 前項の規定により手続きの代行業を依頼する場合は、市長にその旨を書面により届け出なければならない。

3 申請者から手続きの代行業を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、手続きの代行業を通じた情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守して取り扱わなければならない。

#### (補助金交付決定の取消し)

**第 1 7 条** 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 規則第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、住宅エコリフォーム補助金交付決定取消通知書(様式 10)により申請者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

**第 1 8 条** 市長は前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、期限を指定し、住宅エコリフォーム補助金返還命令書(様式 11)により申請者に返還を命じるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

#### (検査等の実施)

**第 1 9 条** 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、申請者の状況を検査(実地検査を含む。)し、又は申請者に報告を求めることができる。

- 2 申請者は、前項に規定する検査等に協力しなければならない。
- 3 市長は、前項の協力が得られないときは、補助金交付決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、住宅エコリフォーム補助金交付決定取消通知書（様式10）により申請者に通知するものとする。

**（関係書類の整備及び保存）**

**第20条** 申請者は、補助の対象となる工事に関する書類（工事請負契約書、補助の対象となる工事に係る経費の収支を明らかにした書類等）を常に整備し、第14条第1項の補助金の額の確定通知の日の翌年度の4月1日から起算して、5年間保存しなければならない。

**（委任）**

**第21条** この要綱に定めるもののほか、住宅エコリフォーム補助金の交付について必要な事項は、住宅担当部長が別に定める。

**（その他）**

**第22条** この要綱に定めのない事項については、規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月17日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以前に補助金交付を受けた住宅については、改正前の第4条の規定にかかわらず、改正後の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

要綱別表（（ア）省エネ・（イ）バリアフリー改修工事）

補助対象工事の基準	補助金額	単位
1 浴室の改良		
<p>浴室の全体改修（ユニットバス設置を伴うもの）            対象となる工事は、①～⑤のいずれかに該当するもの</p> <p>①浴室内寸面積が0.2㎡以上増加するもの            ②浴槽のまたぎ高さが5cm以上低下するもの            ③入口段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの            ④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの            ⑤高断熱浴槽へ改修するもの</p> <p>※高断熱浴槽とは、日本工業規格（JIS）A 5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有する浴槽（湯温降下4時間で2.5℃以内）            ※改修後、手すりが壁面に1か所以上設置されていること。            ※新設は対象外            ※補助金額は、手すり設置の金額も含めた金額            ※浴室は浴槽のあるものに限る</p>	90,000 円	か所
2 便所の改良		
<p>便器の取替え            対象となる工事は、①～④のいずれかに該当するもの</p> <p>①和式便器を洋式便器に変更するもの            ②節水型便器にするもの            ③便所内寸床面積の増加に附帯して便器を取り替えるもの            ④段差の解消に附帯して便器を取り替えるもの。</p> <p>便器の増設            対象となる工事は、節水型便器を増設するもの</p> <p>※節水型便器とは、日本工業規格（JIS）A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5ℓ以下）</p>	21,000 円	か所
<p>床面積の増加</p> <p>対象となる工事は、既存便所内寸面積を0.1㎡以上増加させ、かつ、便器の前方又は側方について、便器と壁又は扉との距離が50cm以上であるもの</p>	21,000 円	か所
3 全熱交換器の設置（新設及び交換）		
<p>対象となる設備機器は、①及び②に該当するもの</p> <p>①JIS B 8628に規定する全熱交換器であること            ②熱交換率50%以上のものであること</p> <p>・天井埋込形とは、天井内部へ本体を据え付け、ダクトを介して複数の居室又はその他の室の給気、排気などを行う全熱交換器の設置形態。            ・壁掛形とは、壁面又は相当する場所へ本体を露出して据え付ける全熱交換器の設置形態。</p>		
<p>天井埋込形（システム換気タイプ）</p>	42,000 円	台
<p>壁掛形（個別換気タイプ）</p>	7,000 円	台
4 階段の改良		

<p>対象となる工事は、①及び②に該当するもの</p> <p>①改修後の階段の勾配が22/21であり、蹴上げの寸法の2倍と踏み面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏み面の寸法が195mm以上であるもの。ただし、回り階段の部分で次のいずれかに該当する部分については、この限りではない。</p> <p>ア 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て30度以上となる回り階段の部分</p> <p>イ 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て30度以上となる回り階段の部分</p> <p>ウ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分</p> <p>②蹴込みが30mm以下であるもの</p> <p>※①に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏み面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。</p> <p>※改修後、既存の手すりを含めて手すりが少なくとも片側に設置されていること。</p> <p>※改修後、蹴込み板が無い場合は対象外</p>		
屋内階段の改良を行うもの	58,000 円	か所
屋外階段（玄関アプローチ）の改良を行うもの	25,000 円	か所
5 段差の解消（浴室、納戸等収納以外）（屋内に限る）		
<p>対象となる工事は、段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの</p> <p>※段差が解消された既存の部屋数で数える。</p> <p>※居室の段差解消は、改修後も居室となる部屋に限る。</p> <p>※新設の部屋、スロープは対象外</p>		
洋室、和室等6㎡以上の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	19,000 円	室
洗面・脱衣室、6㎡未満の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	9,000 円	室
便所の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの	3,000 円	室
段差解消のため、見切りの撤去のみを行うもの	1,000 円	か所
6 廊下の拡幅（屋内に限る）		
廊下を5cm以上拡幅し、有効幅員78cm（柱等の箇所にあつては、75cm）以上になるもの	16,000 円	か所
7 手すりの新設		
<p>※既存の手すりの交換など、機能の向上・改善が伴わないものは対象外</p> <p>※浴室全体改修時の浴室内手すりの新設は、浴室の全体改修の補助金額に含まれるため併用不可。</p>		
150cm未満の手すり新設	3,000 円	か所
150cm以上300cm未満の手すり新設	5,000 円	か所
300cm以上の手すり新設	9,000 円	か所
8 出入口の戸の改良（浴室、納戸等収納の戸以外）（屋内に限る）		
<p>対象となる工事は、①～③に該当するもの</p> <p>①建具の有効開口を5cm以上拡幅し、有効開口が75cm以上になるもの</p> <p>②開き戸から引き戸等に変更するもの</p> <p>③吊り戸に変更するもの</p>	15,000 円	か所

9 玄関前スロープの設置		
対象となる工事は、道路から玄関へ至る主要な経路に、勾配が 1/12 以下、有効幅員が 900 mm以上の固定スロープを設置するもの ※設置後、手すりが少なくとも片側に設置されていること。 ※補助金額は、手すり設置の金額も含めた金額	44,000 円	か所
10 窓、玄関扉の断熱改修		
対象となる工事は、①及び②に該当するもの ①熱貫流率が $1.9 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となる窓の交換又は増設をするもの ②熱貫流率が $1.9 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となる玄関扉の交換をするもの（工法は問わない） ※ガラス交換のみは対象外 ※断熱区画外は対象外 ※共同住宅の外窓及び玄関扉は対象外 ※熱貫流率 $1.9 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ はサッシ枠とガラスをトータルで評価した性能であることが必要		
窓の外寸面積が $0.2 \text{ m}^2$ 以上 $1.6 \text{ m}^2$ 未満	7,000 円	か所
窓の外寸面積が $1.6 \text{ m}^2$ 以上 $2.8 \text{ m}^2$ 未満	13,000 円	か所
窓の外寸面積が $2.8 \text{ m}^2$ 以上	20,000 円	か所
玄関扉の外寸面積が $1.6 \text{ m}^2$ 以上	45,000 円	か所
11 床、屋根又は天井、外壁の断熱改修		
対象となる工事は、いずれも対象部位全体を改修するもの ※戸建住宅のみ対象		
床全体の断熱性を高める工事で、熱抵抗値が $3.3 (\text{m}^2 \cdot \text{K}) / \text{W}$ 以上となるもの	50,000 円	戸
屋根又は天井全体の断熱性を高める工事で、熱抵抗値が $5.7 (\text{m}^2 \cdot \text{K}) / \text{W}$ 以上となるもの	30,000 円	戸
外壁全体の断熱性を高める工事で、熱抵抗値が $4.0 (\text{m}^2 \cdot \text{K}) / \text{W}$ 以上となるもの	240,000 円	戸

要綱様式

要綱関係条項	名称	様式
第8条第1項	住宅エコリフォーム補助金交付申請書	様式1
第9条第1項	住宅エコリフォーム補助金交付申請取下届	様式2
第10条第1項	住宅エコリフォーム補助金交付決定通知書	様式3
第10条第1項	住宅エコリフォーム補助金不交付決定通知書	様式4
第11条第1項	住宅エコリフォーム補助金交付変更申請書	様式5
第11条第2項	住宅エコリフォーム補助金交付変更審査結果通知書	様式6
第12条第1項	住宅エコリフォーム補助金交付辞退届	様式7
第13条第1項	住宅エコリフォーム工事完了報告書	様式8
第14条	住宅エコリフォーム補助金交付額確定通知書	様式9
第11条第2項 第14条 第17条第2項 第19条第4項	住宅エコリフォーム補助金交付決定取消通知書	様式10
第18条第1項	住宅エコリフォーム補助金返還命令書	様式11